

## 美馬市広報紙「広報みま」有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美馬市有料広告掲載取扱要綱(平成20年美馬市告示第23号。以下「要綱」という。)に基づき、美馬市が発行する広報紙「広報みま」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第2条 広告の大きさは、次のとおりとする。

(1) 1号広告 縦40mm×横86mm

(2) 2号広告 縦40mm×横174mm

2 広告の掲載位置は、原則として紙面の後方ページ下段に掲載するものとし、広告の配置位置は、指定できないものとする。

3 市長は、広告の内容、デザイン等がこの要領等に違反していると判断したとき、あるいはそのおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、原則として広報1号単位とし、複数号にわたる掲載も可能とする。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

(1) 1号広告 1万円

(2) 2号広告 2万円

(広告の掲載の申込み)

第5条 広告の掲載の申込みは、要綱第5条の規定を準用し、同条第1項に規定する美馬市有料広告掲載申込書及び美馬市広報紙「広報みま」有料広告掲載申込明細書(別記様式)によるものとする。なお、別記様式に代えて、L o G oフォームによる申込みも可とする。

2 申込みは、広告の掲載を希望する広報発行日が属する月の前月1日までとする。

3 同一広告主が申込みことができる広告は、広報1号につき1件限りとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月25日から施行する。